

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,200,000
計	27,200,000

(注) 平成21年7月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ発行可能株式総数は27,200,000株増加して54,400,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,762,560	17,525,120	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	8,762,560	17,525,120	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には平成21年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成17年7月19日開催の臨時株主総会決議に基づく発行)

区分	事業年度末現在 (平成21年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年10月31日)
新株予約権の数(個)	265(注)6	265(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	530,000(注)1,3,4	1,060,000(注)1,3,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63(注)2,3,4	32(注)2,3,4,5
新株予約権の行使期間	平成19年7月20日から 平成23年7月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63(注)3,4 資本組入額 32(注)3,4	発行価格 32(注)3,4,5 資本組入額 16(注)3,4,5
新株予約権の行使の条件	対象者は、権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は従業員であることを要する。 対象者の相続人は本新株予約権を行使することができない。 各新株予約権の一部を行使することができない。 その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、当社が時価(ただし、当社の株式の公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとします。)を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数}} \times \text{又は処分金額}}{\text{時価}}$$

3. 平成18年11月29日付で、1株を500株とする株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 平成19年9月1日付で、1株を4株とする株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
5. 平成21年9月1日付で、1株を2株とする株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
6. 退職により権利を失効した付与対象者及び権利を行使した付与対象者の個数は控除しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成17年7月22日 (注)1	999.95	2,652.28	50,000	142,616	25,000	84,283
平成17年12月19日 (注)2	765	3,417.28	38,250	180,866	19,125	103,408
平成18年11月29日 (注)3	1,705,222.72	1,708,640	-	180,866	-	103,408
平成19年6月28日 (注)4	250,000	1,958,640	370,000	550,866	370,000	473,408
平成19年9月1日 (注)5	5,875,920	7,834,560	-	550,866	-	473,408
平成20年2月25日 (注)6	800,000	8,634,560	1,603,040	2,153,906	1,603,040	2,076,448
平成19年9月1日～ 平成20年8月31日 (注)7	128,000	8,762,560	4,096	2,158,002	3,968	2,080,416

(注)1. 第2回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使

発行価格 75,000円

資本組入額 50,000円

権利行使者 隣良郎、橋本徹、伊藤雅文他10名

2. 第1回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使

発行価格 75,000円

資本組入額 50,000円

権利行使者 隣良郎、橋本徹、伊藤雅文他2名

3. 株式分割(1:500)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,960円

資本組入額 1,480円

払込金総額 740,000千円

5. 株式分割(1:4)によるものであります。

6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 4,007.60円

資本組入額 2,003.80円

払込金総額 3,206,080千円

7. 平成17年ストック・オプションの行使

発行価格 63円

資本組入額 32円

権利行使者 秋田純一他13名

8. 平成21年9月1日付で、1株を2株とする株式分割を行い、発行済株式総数が8,762,560株増加しております。

9. 平成21年11月10日付の新株予約権の行使により、発行済株式総数が280,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,480千円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

平成21年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	13	22	72	90	7	7,906	8,110	-
所有株式数(単元)	-	15,049	822	1,884	11,382	183	58,254	87,574	5,160
所有株式数の割合(%)	-	17.18	0.94	2.15	13.00	0.21	66.52	100	-

(注) 1. 自己株式73株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

2. 所有株式数の割合(%)は、小数点第3位以下を四捨五入して計算しております。

## (6) 【大株主の状況】

平成21年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
隣 良郎	神奈川県座間市	1,100,520	12.55
橋本 徹	神奈川県横浜市都筑区	1,027,860	11.73
伊藤 雅文	埼玉県さいたま市浦和区	837,860	9.56
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	486,600	5.55
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	345,900	3.94
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	176,800	2.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	160,000	1.82
佐藤 寿	神奈川県横浜市都筑区	156,000	1.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	144,000	1.64
オーエム01エスエスピークライアント ムニバス(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	東京都中央区日本橋三丁目11番1号	120,200	1.37
計	-	4,555,740	51.99

(注) 所有株式数の割合は自己株式(73株)を控除して計算しております。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式8,757,400	87,574	-
単元未満株式	普通株式 5,160	-	-
発行済株式総数	8,762,560	-	-
総株主の議決権	-	87,574	-

## 【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年7月19日 臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	780,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 退職により権利を失効した付与対象者及び権利を行使した付与対象者については記載しておりません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	73	321,490
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	73	-	73	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、安定的な利益配分の継続を目指すとともに、財務体質の強化を図り、将来の利益拡大のための設備投資や研究開発に必要な内部留保の充実に努めており、各期の経営成績、財政状況等を総合的に勘案した上で配当を実施する方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会でありま

す。当連結会計年度の配当については、上記方針に基づき1株当たり8円の配当を実施することいたしました。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たり配当額
平成21年11月27日 定時株主総会決議	70,099千円	8円

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成17年8月	平成18年8月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月
最高(円)	-	-	14,670 3,340	6,650	5,450 2,665
最低(円)	-	-	6,600 2,860	1,851	2,500 2,535

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成19年6月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成19年9月1日における1株 4株、平成21年9月1日における1株 2株)による権利落後の株価を示しております。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	4,880	4,800	4,740	5,370	5,450	5,300 2,665
最低(円)	4,000	4,150	4,350	4,670	4,370	4,920 2,535

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成21年9月1日における1株 2株)による権利落後の株価を示しております。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		隣 良郎	昭和33年8月8日生	昭和58年4月 伊藤萬(株)入社 平成4年5月 日本ポリセロ工業(株)入社 平成4年12月 当社設立、取締役 平成5年9月 当社代表取締役社長(現任) 平成8年8月 NPC America Corporation取締役 平成8年9月 当社包装関連本部長 平成12年1月 (株)メクト取締役 平成14年6月 日本真空システム(株)代表取締役	(注)1	2,201,040
取締役	太陽電池関連 本部長	伊藤 雅文	昭和37年10月13日生	昭和61年4月 伊藤萬(株)入社 平成4年7月 日本ポリセロ工業(株)入社 平成4年12月 当社入社 平成5年9月 当社取締役(現任) 平成8年8月 NPC America Corporation取締役(現任) 平成8年9月 当社太陽電池関連本部技術部長 平成12年1月 (株)メクト代表取締役 平成14年4月 同社取締役 平成14年6月 日本真空システム(株)取締役 平成17年9月 当社太陽電池関連本部副本部長 平成19年9月 NPC Europe GmbH取締役(現任) 平成20年7月 当社太陽電池関連本部長(現任)	(注)1	1,675,720
取締役	企画情報部長	佐藤 寿	昭和34年3月2日生	昭和58年4月 (株)サンスター入社 平成元年8月 東京海上火災保険(株)入社 平成7年1月 HSS Investors Group Inc. 代表取締役 平成8年8月 NPC America Corporation代表取締役 平成9年9月 当社入社 海外営業部長 平成11年11月 NPC Europe GmbH代表取締役 平成16年8月 当社取締役(現任) 平成17年9月 当社太陽電池関連本部副本部長 平成19年9月 当社企画情報部長(現任)	(注)1	312,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	管理本部長兼 松山管理部長	廣澤 一夫	昭和37年1月24生	昭和60年4月 ㈱イトマンエンジニアリン グ入社 平成4年9月 日本ポリセロ工業㈱入社 平成4年12月 当社入社 平成7年9月 当社包装関連本部技術部長 平成18年4月 当社包装関連本部長 平成19年9月 当社管理本部長(現任) 平成19年11月 当社取締役(現任) 平成20年4月 当社経理部長 平成21年7月 当社松山管理部長(現任)	(注)1	174,040
取締役	太陽電池関連 本部副本部長	秋田 純一	昭和41年6月9日生	平成元年4月 伊藤萬㈱入社 平成4年9月 日本ポリセロ工業㈱入社 平成4年12月 当社入社 平成17年9月 当社太陽電池関連本部営業 部長 平成19年9月 NPC America Corporation代 表取締役(現任) NPC Europe GmbH代表取締役 (現任) 平成20年7月 当社太陽電池関連本部副本 部長(現任) 平成20年11月 当社取締役(現任)	(注)1	91,704
常勤監査役	-	武元 和巳	昭和21年12月4日生	昭和45年4月 三菱商事㈱入社 平成13年10月 ㈱プライムシステム入社 平成14年7月 預金保険機構入構 平成20年11月 当社常勤監査役(現任)	(注)3	-
監査役	-	柿本 輝明	昭和37年12月21日生	昭和60年4月 三井物産㈱入社 平成7年4月 弁護士登録 平成10年1月 柿本法律事務所開設(現任) 平成13年9月 ㈱ホープ取締役(現任) 平成18年11月 当社監査役(現任)	(注)2	-
監査役	-	小島 昇	昭和23年12月19日生	昭和56年5月 税理士登録 昭和57年3月 公認会計士登録 昭和61年1月 公認会計士小島昇事務所開 業 平成13年12月 千代田国際公認会計士共同 事務所設立、代表に就任(現 任) 平成20年11月 当社監査役(現任)	(注)3	-
計						4,454,504

- (注) 1.平成20年11月27日選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき。  
2.平成18年11月29日選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき。  
3.平成20年11月27日選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき。  
4.常勤監査役武元和巳、監査役柿本輝明、監査役小島昇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、従業員、取引先、地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくため、企業価値の最大化と透明性が高く経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の強化に努め、法令順守経営の徹底に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

#### イ. 会社の機関の基本説明

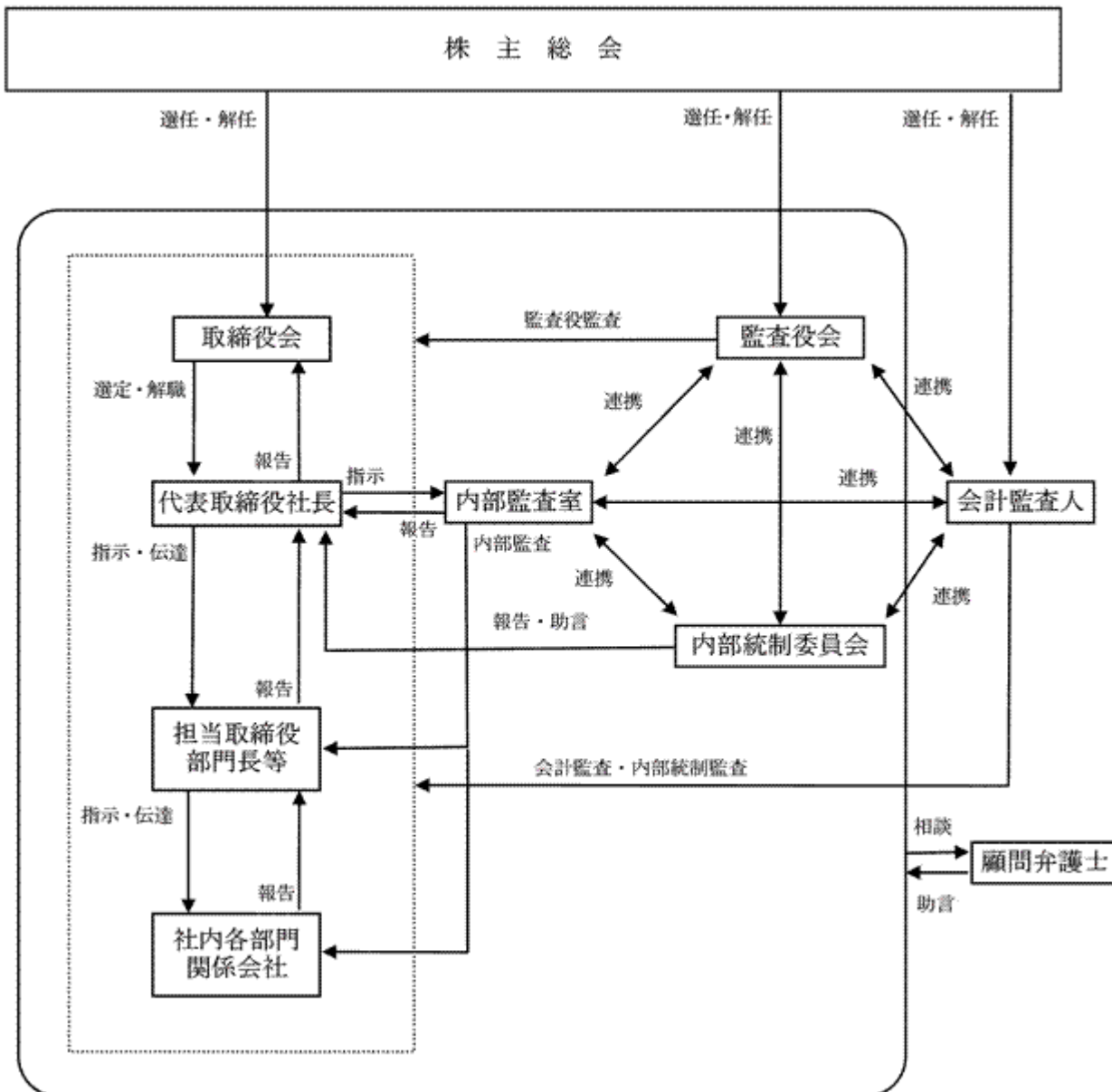
当社は会社の機関として、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、毎月1回以上開催し、経営方針、経営計画の決定及び業務執行状況の確認、法令順守経営の徹底に取り組んでおります。

当社の監査役会は、いずれも社外監査役である常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、3ヶ月に1回以上開催され、監査方針等の基本事項を決定しております。各監査役は取締役会に出席し、審議状況等を監査するとともに、適宜、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行っております。また、会計監査人からの報告聴取、取締役等からの職務執行状況の聴取を行っており、取締役会以外の当社の主要な会議である開発会議、営業会議、管理本部会議にも出席し、客観的かつ公正な監査及び意見陳述を行っており、取締役の職務執行を監視することが可能な体制となっております。

#### ロ. 会社の機関の内容

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制システムを図示すると次のとおりであります。



#### ハ.内部統制・リスク管理体制の整備の状況

当社は社長を総責任者とし、取締役及び各部門長により構成される内部統制委員会を設置しており、内部統制システム及びリスク管理体制の強化に努めております。また、リスク管理については、各部門が業務手順書に則って、日常業務の中でリスクを事前に想定し、その顕在化の防止に努めております。

内部監査は内部監査室(2名)において、内部監査規程に基づき、連結子会社を含めた当社の全部門の業務遂行状況について内部監査を行っております。内部監査室は、年間内部監査計画を策定し、社長の承認を得て、各部門の業務活動が法令、諸規程等に準拠して遂行されているかを監査するとともに、業務改善、効率性の向上に向けた具体的な指摘及び業務改善状況のフォローを行っております。同時に各監査役や会計監査人と適宜連携することで必要な助言を受け、内部監査の効率的な実施を図っております。

#### ニ.コンプライアンス強化に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンスに係る問題は企業の重要な社会的責任の一つであると考えております。コンプライアンス強化に関する具体的な取り組みと致しましては、「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」を定め、役員に継続的に伝達し浸透させております。また、各種法令・規制の順守はもとより、社内諸規程の役職員への周知徹底を図り、その順守と実効ある統制を遂行することで、コンプライアンスの強化に取り組んでおります。

#### ホ.会計監査の状況

会計監査については、新日本有限責任監査法人と金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査契約を締結しており、公認会計士舩山卓三氏、矢田堀浩明氏及び山川幸康氏が業務を遂行し、公認会計士5名、会計士補6名が業務の補助を行っております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けているほか、会計処理並びに監査に関する諸問題については随時確認し、また定期的に当社の代表者との協議を実施しており、財務諸表の適正性の確保と維持に努めております。

なお、上記各名とも継続監査年数が7年を超えないため、継続監査年数の記載は省略しております。

また、当社は新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。

#### ヘ.役員報酬の内容

平成21年8月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 129,720千円（うち、社外取締役 - 名 - 千円）

監査役を支払った報酬 10,710千円（うち、社外監査役 4名 8,570千円）

（注）役員に支払った報酬には、役員賞与（取締役6名に対し24,000千円、監査役3名に対して2,000千円）を含めております。

#### ト.会社と社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外監査役との間に、特別な利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。

#### チ.取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

#### リ.監査役の責任免除

当社は、監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

#### ヌ.社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役武元和巳氏、社外監査役柿本輝明氏及び社外監査役小島昇氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低限度額としております。

#### ル.取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

#### ヲ.取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、累積投票による取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ワ.株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### カ.剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨、定款に定めております。

#### ヨ.自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### タ.当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は、平成19年10月12日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に対する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、同年11月29日開催の定時株主総会において本プランの導入について承認を得ております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反する当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。（本プランの詳細については、「第2 事業の状況 3. 対処すべき課題 (2) 会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。）

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	68,000	9,063
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	68,000	9,063

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制整備に関する助言業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案し監査役会の同意を得た上で決定しております。